

(事務手続きのフロー)

手続き先	手続きの流れ
岬町まちづくり戦略室 企画政策担当	・令和7年1月1日から令和8年3月31日までの間に住宅の新築又は新築住宅を購入された方  住宅を取得した日（所有権保存登記完了日）から90日以内に申請 ・岬町定住促進対策新築住宅取得補助金交付申請書、添付書類提出  申請内容を審査し、交付が適当と認めるときは、交付決定通知書を、交付が適当でないと認めるときは、不交付決定通知書を申請者に通知 ・岬町定住促進対策新築住宅取得補助金交付決定通知書にて通知  ・岬町定住促進対策新築住宅取得補助金請求書提出  ・岬町より定住促進対策新築住宅取得補助金を交付